

から営農上問題はなく、全部効率的に耕作しております。

会 長：続いて南部地区農地利用最適化推進委員お願いします。

南部地区農地利用最適化推進委員：先日現地調査に行ってきました。申請人は耕作しており遊休農地化の恐れはないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。

議案番号32号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号32号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて、議案番号33号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号33号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり小谷の農業振興地域内の9筆です。譲受人は譲渡人の子で、家族農業経営を強化するための贈与ということです。現在15,131㎡の田畑を譲受人、譲渡人の2名で耕作しており、露地野菜、水稻を作付しています。また、トラクター、耕運機、田植機、ハーベスター、乾燥機を所有しており、所有している農地を全て効率的に耕作しています。自宅から当該地までの通作距離は、自宅に隣接している状況で、時間は要しません。また、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。

会 長：続いて、地区担当農業委員の2番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、中部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。2番からお願いするところですが、本日は欠席のため私から説明します。

会 長：先日現地調査したところ全て効率的に耕作していますので問題ないと報告を受けております。

会 長：続いて、中部地区農地利用最適化推進委員お願いします。

中部地区農地利用最適化推進委員：先日現地調査に行ってきました。申請人は営農しておりますので遊休農地化の恐れはないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号33号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号33号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて日程第2農地法第4条の規定による許可申請について、議案番号34号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号34号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり一之宮地域内にある普通調整農地1

筆です。転用事業の内容は、貸駐車場で、近隣の一之宮愛児園の児童の送迎で利用する見込みです。交通安全上必要という理由で一之宮東自治会会長等から要望があり、所有者が申請地を自ら転用するものです。所有者は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、宅地化の状況が、第3種農地の要件である住宅の用等に連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため第2種農地となります。許可の基準としては、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると思われる場合は許可できないとありますが、当案件については、一之宮愛児園近隣の市街化区域に駐車場としての余地がなく、児童の安全性を考慮すると一之宮愛児園に近接している当地でなければ事業目的を達成できないことから受理しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員の3番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、南部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3 番：先日現地調査に行ってきました。貸駐車場に農地転用とのことですが、土留や車が農地に落ちないように単管パイプで柵を設置するなど被害防除をしっかりとしているので問題ないと思います。

会 長：続いて、南部地区農地利用最適化推進委員をお願いします。

南部地区農地利用最適化推進委員：先日現地調査に行ってきました。現状は農道に車を止めて送迎していて危険なので、貸駐車場に農地転用できれば営農上も耕作しやすくなります。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号34号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号34号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて日程第3農地法5条の規定による許可申請について、議案番号35号を上程いたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号35号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり田端農業振興地域内にある農地1筆です。転用事業の内容は駐車場と資材置場であり、倉見にある倉庫、資材置場では従業員の車両等が置ききれなくなったため、申請地を所有権移転を行い、譲受人が転用するものです。譲受人は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、水管、下水道管、又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路かつ申請に係る農地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設又は公益的施設が存することから第3種農地となります。許可の基準としては、原則許可になります。

会 長：続いて、地区担当農業委員の5番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、南部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

5 番：先日現地調査に行ってきました。当地はガススタンドと住宅に囲まれてい

ますので、農地転用しても問題ありません。

会 長：続いて、南部地区農地利用最適化推進委員お願いします。

南部地区農地利用最適化推進委員：先日現地調査に行ってきました。当地は市街化区域に近接してますので、農地利用集積上問題ありません。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号35号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号35号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて議案番号36号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号36号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山農業振興地域内にある農地3筆です。転用事業の内容は、農家の分家住宅の建設であり、譲渡人から贈与を受けることで所有権を移転する予定です。また、市街化区域に所有している土地はありません。予定地は両親と祖母の住宅に隣接しており、生活するうえで相互に協力することを希望して申請に至りました。譲受人は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかなです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、市街化区域から住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしていることから第3種農地となります。

許可の基準としては、原則許可になります。

会 長：続いて、地区担当農業委員の1番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、北部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：先日現地調査に行ってきました。孫娘の住宅に農地転用とのことですが、以前農地転用の許可を得た隣が申請地ですので問題ないと思います。

中部地区農地利用最適化推進委員：先日現地調査に行ってきました。周囲に住宅が建っている場所なので、利用集積上問題ありません。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号36号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号36号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて議案番号37号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号37号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山農業振興地域内にある農地1筆です。転用事業の内容は、農家の分家住宅の建設であり、議案番号36号と同じで譲渡人から贈与を受けることで所有権を移転する予定です。また、市街化区域に所有している土地はありません。予定地は両親と祖母の住宅に隣接しており、生活するうえで相互に協力することを希望して申請

に至りました。譲受人は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、市街化区域から住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしていることから第3種農地となります。許可の基準としては、原則許可になります。

会 長：続いて、地区担当農業委員の1番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、中部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：申請地は、議案番号36号と同じですので問題はありません。

会 長：続いて、中部地区農地利用最適化推進委員をお願いします。

中部地区農地利用最適化推進委員：申請地はほぼ同じですので問題ありません。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号37号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号37号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて、日程第4、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、議案番号38号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号38号を朗読)

(説明) 当案件につきましては、所有者立ち会いのもと、地区担当農業委員の1番と事務局で9筆の利用状況確認を行いました。すべて耕作されており、管理されておりました。

会 長：続いて、地区担当農業委員の1番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：先日現地調査に行ってきました。全て効率的に利用されておりました。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号38号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号38号は原案のとおり、利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。

続いて議案番号39号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号39号を朗読)

(説明) 当案件につきましては、所有者立ち会いのもと、地区担当農業委員の1番と事務局で4筆の利用状況確認を行いました。すべて耕作されており、管理されておりました。

会 長：続いて、地区担当農業委員の1番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：先日現地調査を行いました。全て農地として活用されておりました。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長: よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号39号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長: 総員挙手

会 長: では総員挙手ですので、議案番号39号は原案のとおり、利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。

続いて議案番号40号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局: (議案番号40号を朗読)

(説明) 当案件につきましては、所有者立ち会いのもと、地区担当農業委員の会長と事務局で1筆の利用状況確認を行いました。すべて耕作されており、管理されておりました。

会 長: 続いて、地区担当農業委員の私から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

先日現地調査に行ってきました。現地はじゃがいも等作付けされていて畑として利用されておりました。

会 長: 以上でございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長: よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号40号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長: 総員挙手

会 長: では総員挙手ですので、議案番号40号は原案のとおり、利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。

続いて議案番号41号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局: (議案番号41号を朗読)

(説明) 当案件につきましては、所有者立ち会いのもと、地区担当農業委員の会長と事務局で12筆の利用状況確認を行いました。すべて耕作されており、管理されておりました。

会 長: 続いて、地区担当農業委員の私から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

先日現地調査に行ってきました。全て効率的に農地として利用しておりました。

会 長: 以上でございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長: よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号41号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長: 総員挙手

会 長: では総員挙手ですので、議案番号41号は原案のとおり、利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。

続いて議案番号42号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局: (議案番号42号を朗読)

(説明) 当案件につきましては、所有者立ち会いのもと、地区担当農業委員の1番と事務局で3筆の利用状況確認を行いました。すべて耕作されており、管

	<p>理されておりました。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員の1番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>1 番：先日現地調査に行ってきました。全て農地として利用されておりました。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号42号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>事務局長：総員挙手</p> <p>会 長：では総員挙手ですので、議案番号42号は原案のとおり、利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。</p> <p>次に日程第5、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号48号の1件、日程第6、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号49号から54号の6件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出については、議案書のとおり1件。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出については、議案書のとおり6件、それぞれ届出がありました。</p> <p>いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和元年第5回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和元年第5回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 福岡 喜輝 議事録署名人 磯川 浩

本議事録は、令和元年6月25日、承認・署名を得て確定しました。